

## 令和2年度七飯町誘客促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 七飯町への誘客を促進するため、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した団体旅行について、感染拡大防止への取り組みを確実に実行しながら七飯町内の宿泊施設での宿泊を伴う泊旅行を催行した旅行者または七飯町内の飲食施設や体験観光施設等で支出を伴う利用をする日帰り団体旅行を催行した旅行者に対し、七飯町誘客促進事業助成金（以下、助成金という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱で「旅行者」とは、令和2年8月3日において現に旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けている者をいう。

2 この要綱で「宿泊施設」とは、令和2年8月3日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた施設のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む施設をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次のいずれにも該当する団体旅行を催行する旅行者とする。

- (1) 旅行者として新型コロナウイルス感染予防対策を実践していること。
- (2) 国内に本社を有する旅行者であること。

(助成要件)

第4条 助成対象とする内容の要件をすべて満たし、事前に七飯町長（以下「町長」という。）に助成金を申請し、町長が承認した団体旅行とする。

- (1) 七飯町内に事業所を有するバス事業者が所有する貸切バスを利用する旅行であること。
- (2) 基準としている新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドラインに留意した旅行であること。
- (3) 1団体の募集人数が10名以上（添乗員、バス運転手、ガイド等の乗務員を除く。）の旅行であること。
- (4) 次のいずれかの内容を満たすこと。
  - ア. 七飯町内の宿泊施設に1泊以上の宿泊をする泊旅行であること。
  - イ. 七飯町内の飲食施設または体験観光施設等において1回以上の支出を伴う利用（旅行代金に含まれる施設利用に限る。）をする日帰り旅行であること。
  - ウ. 七飯町の宿泊施設に1泊以上の宿泊をし、かつ、七飯町内の飲食施設または体験観光施設等において1回以上の支出を伴う利用（旅行代金に含まれる施設利用に限る。）をする泊旅行であること。
- (5) 交付される助成金については旅行商品価格の割引に反映すること。
- (6) 9月1日以降に出発し、当該年度の2月28日までに催行が完了する旅行であること。
- (7) 宣伝媒体に七飯町誘客促進事業を利用している旨明記すること。

2 七飯町は、助成対象者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合は、当該助成対象者に対して助成金を交付しないこととする。

(助成額)

第5条 助成額は以下のとおりとする。

- (1) 泊旅行 1団体につき 110,000円
- (2) 日帰り旅行 1団体につき 50,000円
- (3) 町内での宿泊 一人につき 3,000円 (1団体につき100人まで)
- (4) 町内の飲食施設または体験観光施設等での支出を伴う利用 一人につき 300円 (1団体につき100人まで)

(申請)

第6条 助成金の申請は七飯町誘客促進事業助成金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付し、関係書類とともに旅行開始の30日前までに町長に申請するものとする。ただし、町長が別に定める場合はこの限りでない。

- (1) 誓約書(第2号様式)
- (2) 旅行業登録票の写し
- (3) 旅行商品の実施計画書または行程表(旅程、人数、貸切バスの使用が確認できるもの)

2 その他町長が特に必要と認める書類があるときは申請書に添付するものとする。

(助成金交付決定)

第7条 町長は前条第1項の申請書の受理後14日以内にその内容を審査の上、予算の範囲内で助成の可否を決定し、七飯町誘客促進事業助成金交付・不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。ただし、町長が別に定める場合はこの限りでない。

2 事業費が予算の範囲を超える場合は、交付決定をしないものとする。

(変更申請)

第8条 助成事業者は、交付決定通知後に、次の各号に掲げる事由により第6号第1項で提出した交付申請書の実施計画を変更しようとする場合は、事務局と協議の上、七飯町誘客促進事業変更申請書(第4号様式)を提出するものとする。ただし、交付決定額を超える変更は認めないものとする。

- (1) 利用施設の変更
- (2) 交付決定額から20%以上減額となる変更

2 前項の申請に基づく助成の可否の決定は、第7条の規定を準用する。

(実績報告等)

第9条 助成事業者は、交付決定を受けた旅行商品の催行が完了した場合、完了した翌月15日までに七飯町誘客促進事業実績報告書(第5号様式)により実績報告しなければならない。

2 実績報告書には利用人数が明記された次の書類を添付するものとする。

- (1) 泊旅行の場合は当該旅行商品の利用者が宿泊したことを証する書類
- (2) 日帰り旅行の場合は当該旅行商品の利用者が飲食施設または体験観光施設等を利用したことを証する書類

3 その他町長が特に必要と認める書類があるときは実績報告書に添付するものとする。

(助成金の額の確定)

第10条 七飯町は、助成事業者から前条による実績報告があった場合、内容を審査の上、実績に基づき

七飯町誘客促進事業助成金交付確定通知書（第6号様式）により助成金の額を通知する。

（助成金の請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた助成事業者は、七飯町誘客促進事業助成金請求書（第7号様式）を提出することとする。

（助成金の交付）

第12条 七飯町は、前条の規定による適正な請求書を受理した日から、30日以内に助成事業者の指定口座に助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 七飯町は、第8条第1項の補助事業の変更の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の変更又は全部若しくは一部を取り消しすることができる。

- （1）助成事業者が、法令、本要綱に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）助成事業者又は補助事業が、本要綱の規定に適合しない場合
- （3）助成事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合
- （5）当該助成事業が事業実施期間内に終了しなかった場合
- （6）助成事業者が、第4条第2項による暴力団排除に関する助成要件に違反した場合

2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 第1項に基づく交付の決定の変更又は全部若しくは一部の取り消しについては、第7条の規定を準用する。

（その他）

第14条 その他この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。